

内部質保証の基本方針

東京医科大学は、PDCA サイクルを適切に機能させることによって、教育研究活動の質の向上を図り、それらが適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していく恒常的・継続的プロセスである内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 本学は理念・目的及び社会的使命を実現するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価し、その結果を検証し改善につなげることによって、教育研究水準の向上を図る取組を恒常的、継続的に推進する。
- (2) 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、内部質保証推進委員会とする。
- (3) 内部質保証における点検・評価は、自己点検・評価委員会が担う。
- (4) 内部質保証システムの有効性並びに点検・評価の客観性及び妥当性を検証するために、内部質保証外部評価委員会を設置する。
- (5) 内部質保証に係る情報を公表する。

2. 組織体制及び手続き

- (1) 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長の下に副学長を委員長とする内部質保証推進委員会を置く。
- (2) 内部質保証推進委員会は、3つのポリシー(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)に基づく各教学担当領域の教育活動、その検証及び改善の PDCA サイクルが適切に展開できるよう支援する。また、自己点検・評価の基本方針を策定するとともに、自己点検・評価の結果に基づき各教学担当領域の取組の有効性を検証し、改善のための行動計画を策定する。これらを継続的に行うことで、全学的な教学マネジメントの好循環を推進させる。
- (3) 自己点検・評価委員会は、毎年度各教学担当領域から提出された自己点検・評価報告書をもとに、点検・検証を行い、内部質保証推進委員会へ点検・評価結果を報告する。
- (4) 内部質保証推進委員会は、各教学担当領域が作成した自己点検・評価報告書および自己点検・評価委員会の点検・評価結果を全学的観点から検証し、その検証結果を学長に報告する。
- (5) 学長は報告を受けて、必要に応じ内部質保証推進委員会に改善の実施を求める。
- (6) 学長の方針に基づき、内部質保証推進委員会は各教学担当領域に改善を指示するとともに、各教学担当領域の改善の取組を支援する。
- (7) 学長は、内部質保証外部評価委員会に内部質保証システムの検証を依頼する。
- (8) 内部質保証外部評価委員会は、内部質保証システムの有効性並びに点検・評価の客観性及び妥当性の検証を行い、学長に検証結果報告書を提出する。
- (9) 学長は、内部質保証外部評価委員会の報告を受け、必要に応じ内部質保証推進委員会に改善指示を行う。
- (10) 学長は、年度ごとの内部質保証に係る情報を理事会に報告するとともに社会に対して公表する。